



ハンセン病家族訴訟

公正な判決を求める要請署名

熊本地方裁判所第2民事部 御中

ハンセン病患者は、国による絶対隔離政策により、療養所に隔離され厳しい差別を受けてきましたが、その政策は、家族たちをも差別の渦中におとし入れ、家族たちもまた偏見差別にさらされてきました。家族は社会内で暮らすゆえに、隔離されている患者本人より過酷なものなることもありました。偏見差別を受けることをおそれ、患者家族の事を絶対的な秘密として抱えながら生きることを強いられ、ハンセン病患者の家族たちも人生被害を被ってきました。2001年5月の熊本判決により国のハンセン病患者に対する隔離政策は断罪されましたが、家族への国の謝罪はなされず、未だに被害回復がなされていません。

2016年2月15日に第1陣59名、同年3月29日に第2陣509名が熊本地方裁判所に提訴し、国に対して家族たちの被害に対する損害賠償と謝罪広告を求めて、現在闘っています。裁判所がこのような家族の被害と向き合い、その訴えに耳を傾け、適切かつ迅速な審理の上、原告たちの受けた人生被害を認め、公正な判決を出されるよう強く要請します。

名 前	住 所

※個人情報はこの目的以外には使用しません。

(取り扱い団体名)

真宗大谷派 (東本願寺) 解放運動推進本部

(※団体で取りまとめいただく場合ご記入下さい)

(問合せ及び集約先)

〒860-0078 熊本市中央区京町2-12-43 熊本中央法律事務所

TEL 096-322-2515

ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ <https://hansen-kazoku-sosyou.jimdo.com/>

ハンセン病家族訴訟応援団 facebook <https://www.facebook.com/familysupporter/?fref=ts>